

(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記入

- (記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上の方（自家農業労働日数が年間おおむね 150 日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。
- (5) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ（市町村別の状況を記載）記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
- (6) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。